



内部告発に関する意識調査 (報告書)

2013年2月

共同ピーアール株式会社 危機管理事業部

PR総研

調査の概要

- **調査目的** :内部告発について給与所得者の意識を調査する
※2003年の意識調査との比較検証
- **調査期間** :2012年10月5日～10月 9日
:2003年 4月9日～ 4月11日
- **調査方法** :インターネットによる調査
- **調査対象** :関東・関西在住の給与所得者 300人
関東エリア:埼玉県/千葉県/東京都/神奈川県
関西エリア:滋賀県/京都府/大阪府/兵庫県/奈良県

	回答者数	男性	女性
2012年	300人	57.0%	43.0%
2003年	300人	50.0%	50.0%

年代別回答者数	20代	30代	40代	50代	60代	合計
給与所得者(2003年・2012年)	60人	60人	60人	60人	60人	300人

調査結果のまとめ

調査結果のまとめ

① 強まる内部告発“肯定傾向”・・・肯定派が8割を超える

- 内部告発について、「企業（組織）の不祥事をなくす為に有効だ」が、前回に比べて9.7ポイント上昇し41.0%となった。「まず内部で警告し、改善されなければ告発すべきだ(40.3%)」を合わせると、全体の8割以上が、内部告発を肯定していることが分かった。

② 職場の半数以上に“内部告発の意思”

- 不祥事を知った場合、「告発する」「匿名でなら告発する」という回答の合計が、前回調査から7.3ポイント上昇、全体の半数以上(53.3%)に内部告発の意思があることが分かった。
- 「匿名でなら告発する」との回答を年代別にみると、前回調査同様30代が最も多く、今回の調査では30代の半数以上(53.3%)が「匿名であれば告発する」と回答した。

③ 公益通報者保護法について、4割以上が「機能していない」

- 制定前の調査では、「制定すべきだ(71.0%)」と高い支持を得ていた公益通報者保護法であったが、今回の調査では「機能している(3.7%)」に対して、「機能していない(44.3%)」という結果となった。また、「知らなかった」という回答も14.0%あった。

調査結果のまとめ

④ 「ヘルプライン」の評価が高くなる。告発意思のある層ほど高く評価

- ヘルプラインに対する評価は、前回調査と比べて「いいシステムだと思う」が6.3ポイント増加して38.0%となった。反対に、「機能しないと思う」は12.3ポイント減少しており、ヘルプラインの有効性に対する評価は前回調査よりも高くなった。特に、不正を知った場合に内部告発の意思を示した層ほど高く評価する結果となった。

⑤ 内部告発の対象は、

1位「経理操作」、2位「業務や品質データの偽造」、3位「インサイダー取引」

- 「どのような告発が内部告発にあたるか」については、「経理操作(67.3%)」が最も多く、次いで「業務や品質データの偽造(62.0%)」「インサイダー取引(56.0%)」となった。一方、「従業員の過失や不祥事(22.7%)」が最も少なく、次いで「個人情報の流出・漏えい(32.7%)」「セクハラ・パワハラ(35.7%)」となった。

⑥ 内部告発の通報先は、「監督官庁、警察、検察、公正取引委員会など」が最も多い。

- 内部告発の通報先については、「監督官庁、警察、検察、公正取引委員会など(40.3%)」が最も多く、次いで「社外の所定の窓口<弁護士事務所など>(26.7%)」「社内の所定の部署や窓口(23.3%)」。「マスコミ(18.3%)」は4番目となった。全体的に、告発意思の高い層ほど上位3つへの通報意向が高くなった。一方、最も少なかったのは「2ちゃんねる(2.0%)」。「ソーシャルメディア(6.8%)」も少なかった。総じて、所定の窓口に通報する意向が高くなった。

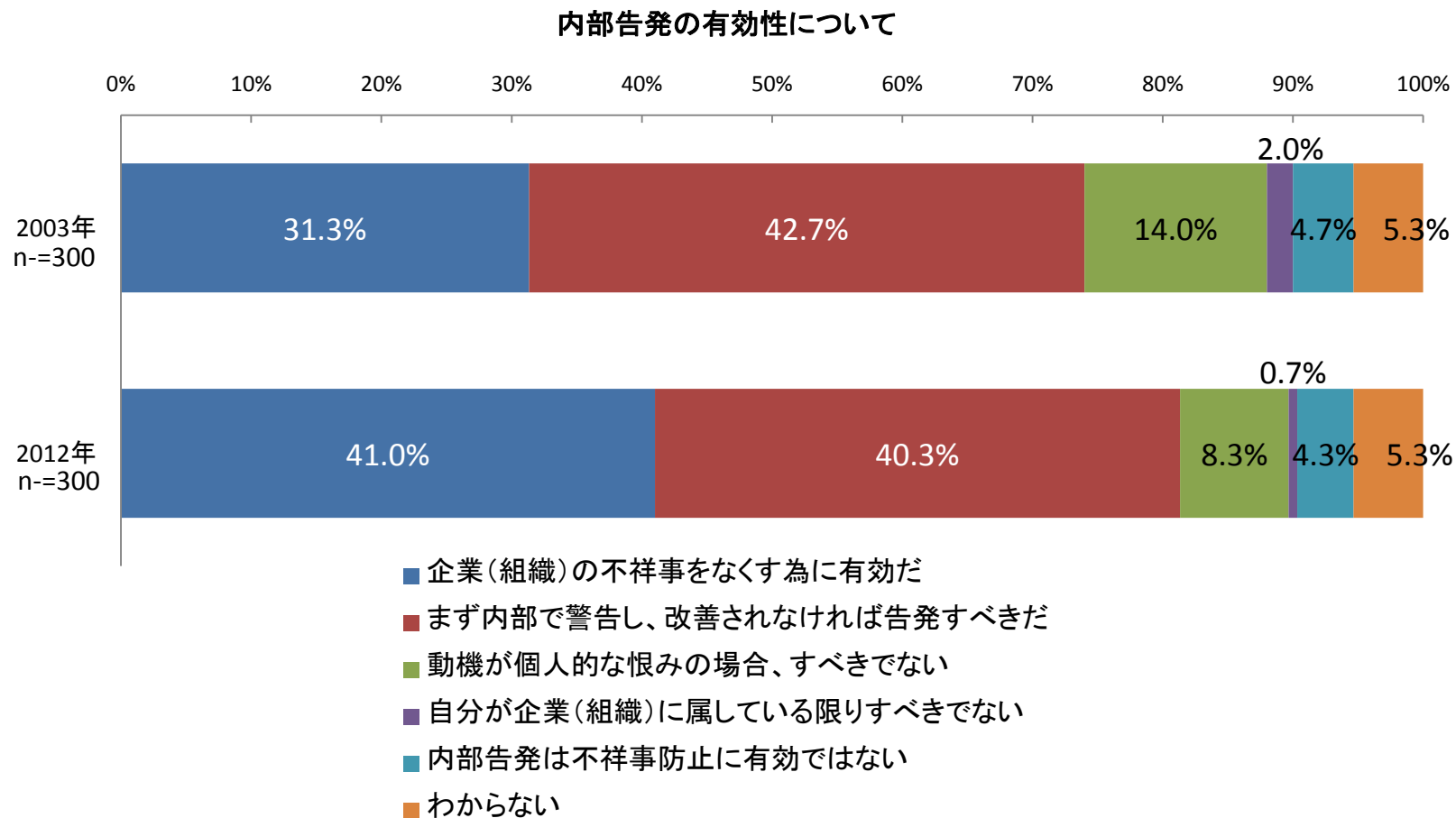
調査結果

調査項目

内部告発に関する調査項目	頁
内部告発の有効性	p8-9
内部告発をする対象	p10
内部告発の意思	p11-12
内部告発の通報先	p13-14
内部告発者に対する企業側の措置	p15-16
内部告発者保護法に対する期待と評価	p17-19
内部告発者報奨金制度に対する評価	p20-21
ヘルプラインに対する評価	p22

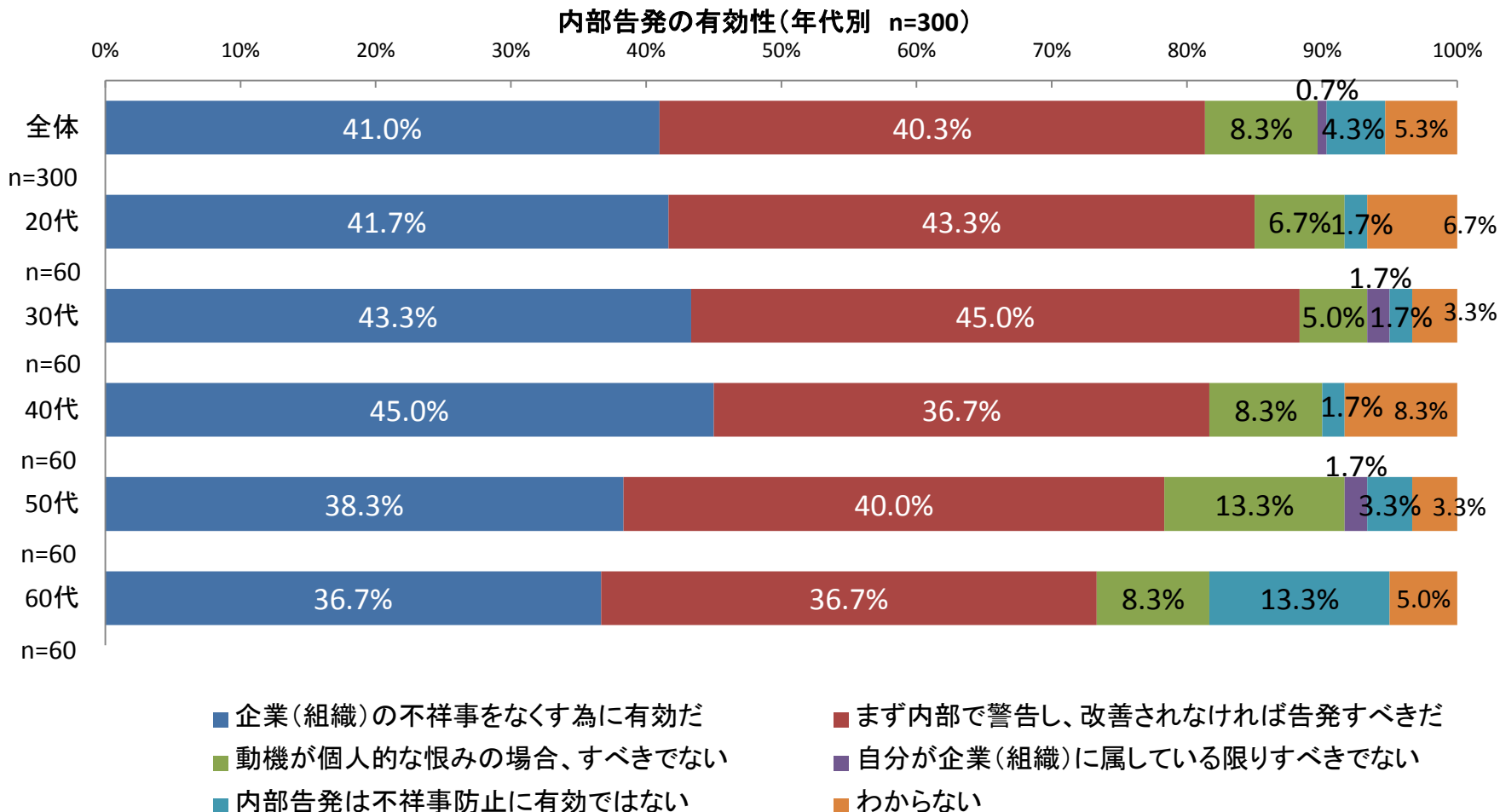
内部告発の有効性について

- 内部告発について、2003年で比較すると、2012年は「企業(組織)の不祥事をなくす為に有効だ(41%)」が10ポイント近く増加している。
- 「まず内部で警告し、改善されなければ告発すべきだ(40.3%)」を合わせると、内部告発を肯定する層が全体の8割を超えている。



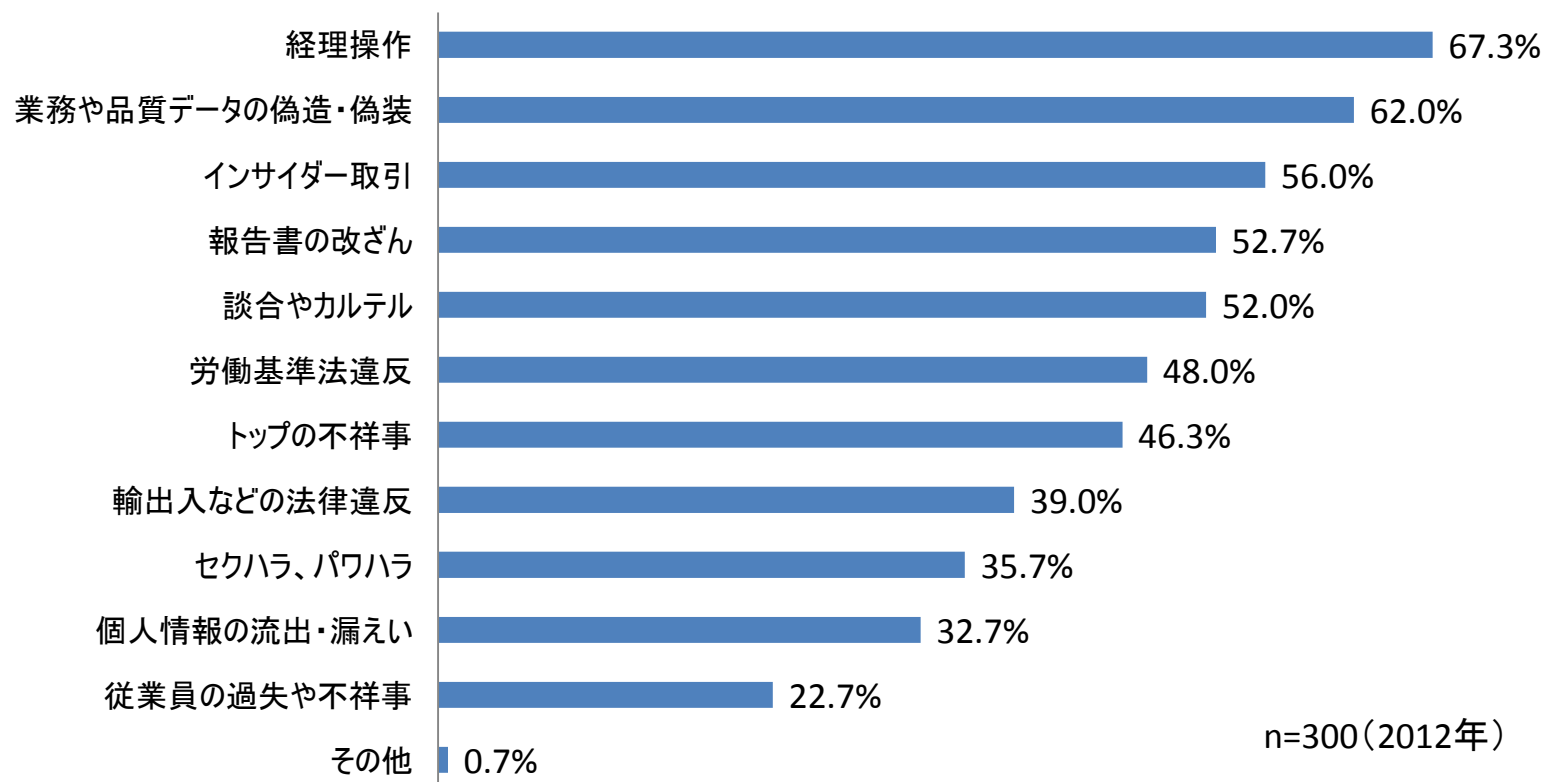
内部告発の有効性について(2012年)

- 年代別にみると、30代(45%)は「まず、内部で警告し、改善されなければ告発すべきだ」が多く、40代(45%)は「企業(組織)の不祥事をなくために有効だ」がとする人が多かった。



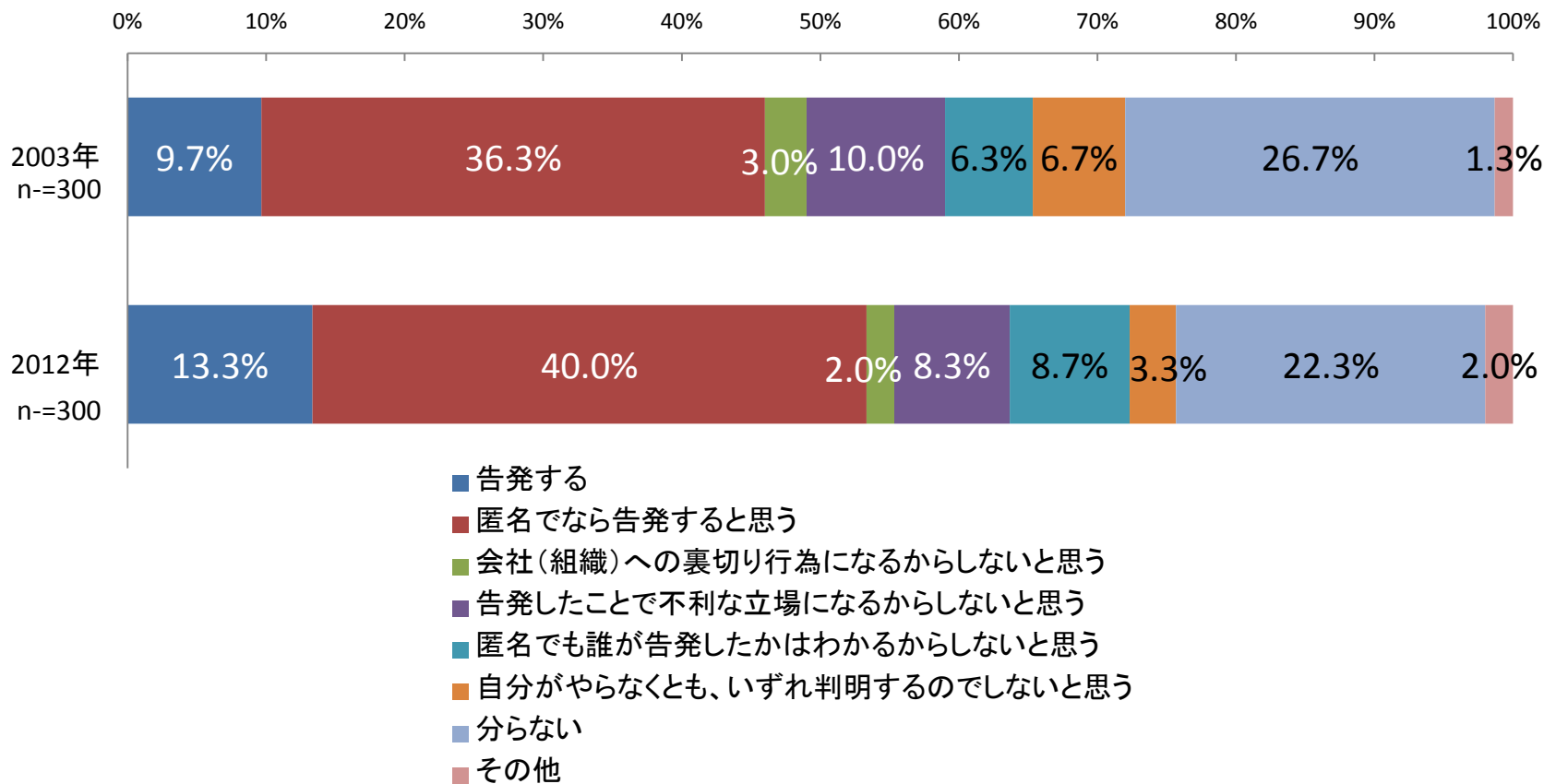
内部告発をする対象について(2012年・複数回答)

- 内部告発をする対象については、「**経理操作(67.3%)**」が最も多く、次いで「**業務や品質データの偽造・偽装(62%)**」「**インサイダー取引(56%)**」があげられた。
- 一方、「**従業員の過失や不祥事(22.7%)**」が最も少なく、次いで「**個人情報の流出・漏えい(32.7%)**」「**セクハラ・パワハラ(35.7%)**」の順であった。



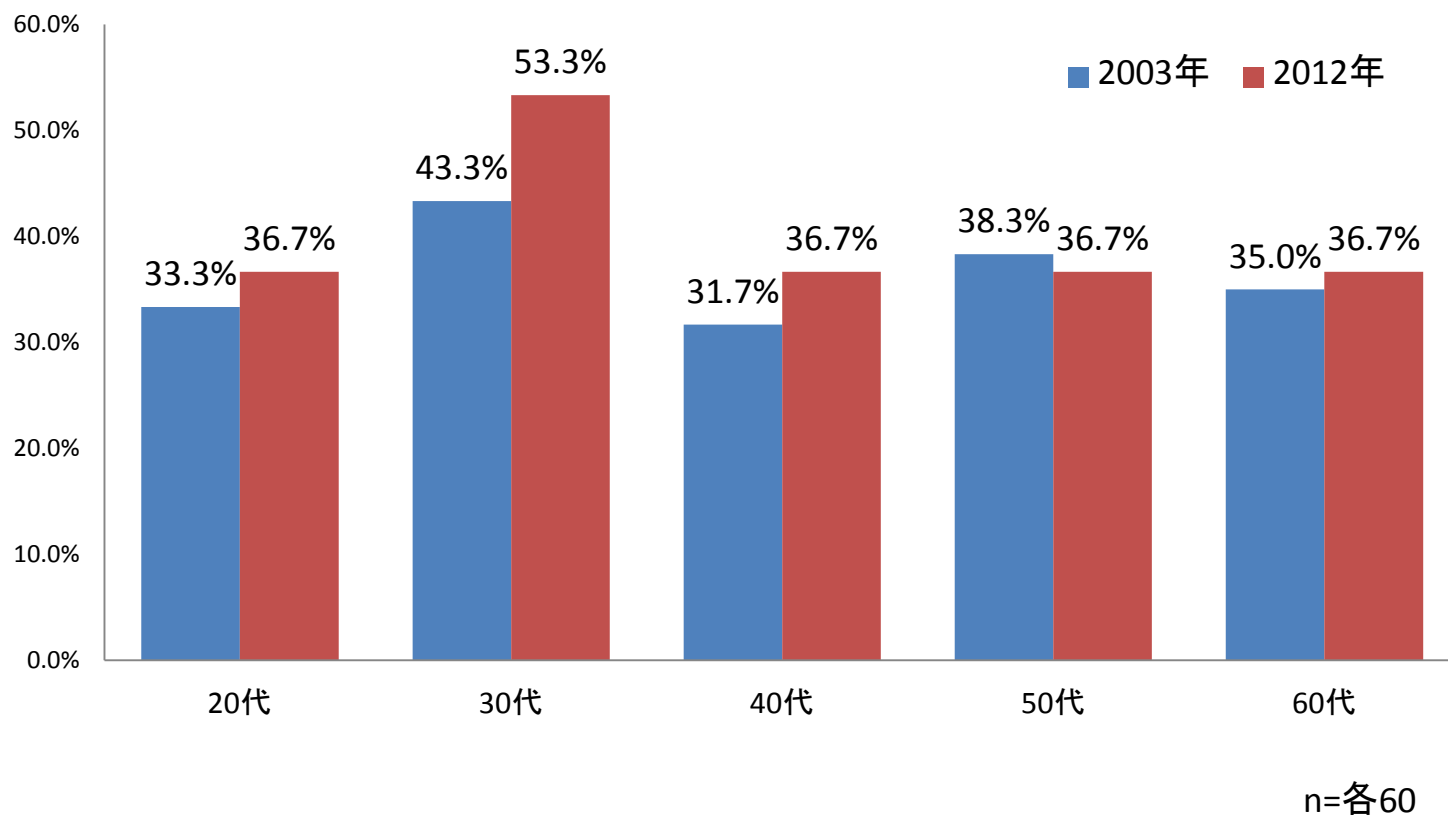
内部告発の意思について

- 内部告発の意思について、2003年と比較すると、2012年は「告発する(13.3%)」「匿名でなら告発すると思う(40.0%)」がともに増加し、「告発する」「匿名でなら告発すると思う」を足すと50%を超えた。



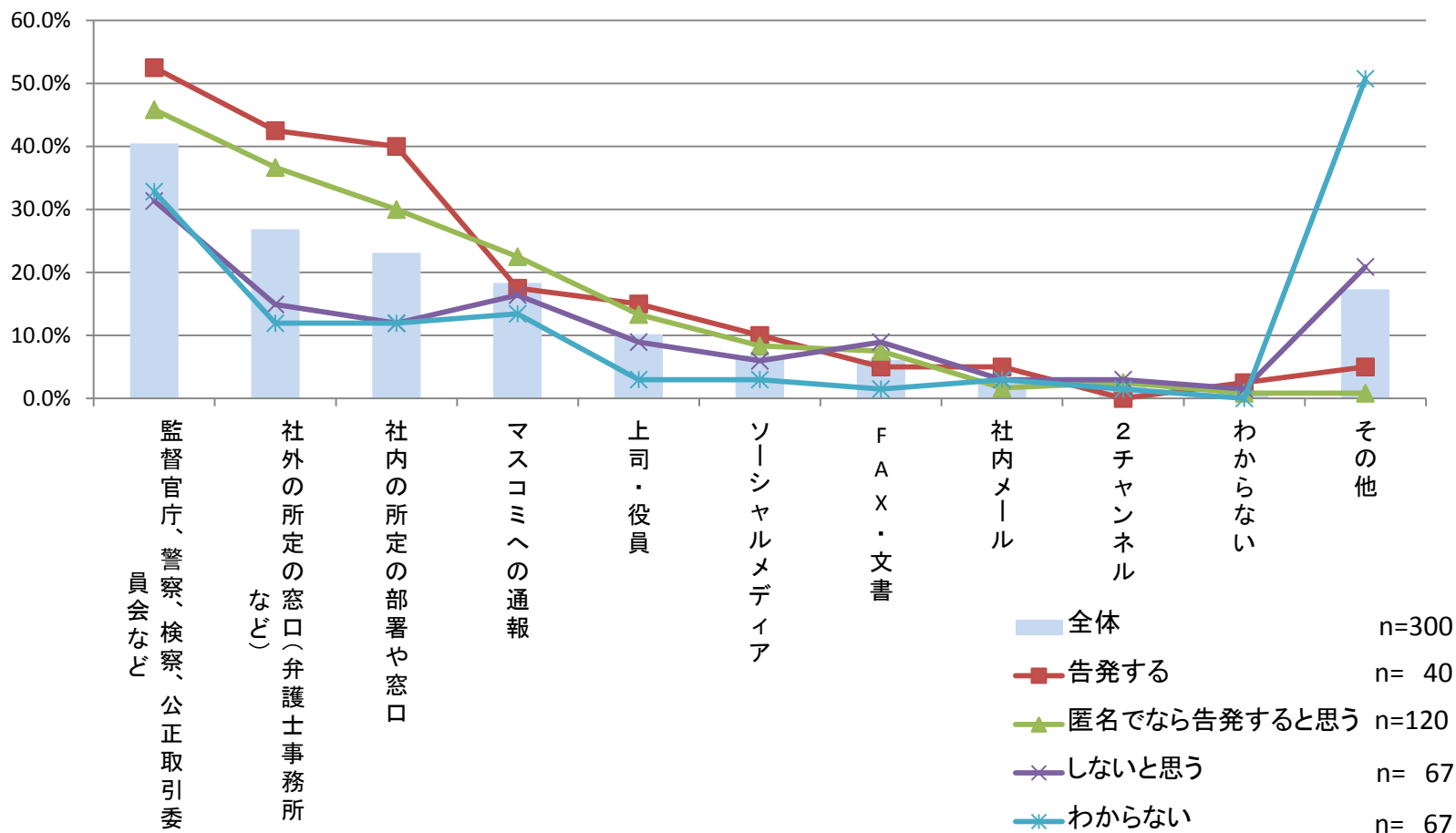
内部告発の意思/匿名での告発

- 「匿名でなら告発する」との回答を年代別にみると、前回調査同様30代が最も多く、今回の調査では30代の半数以上(53.3%)が「匿名であれば告発する」と回答した。



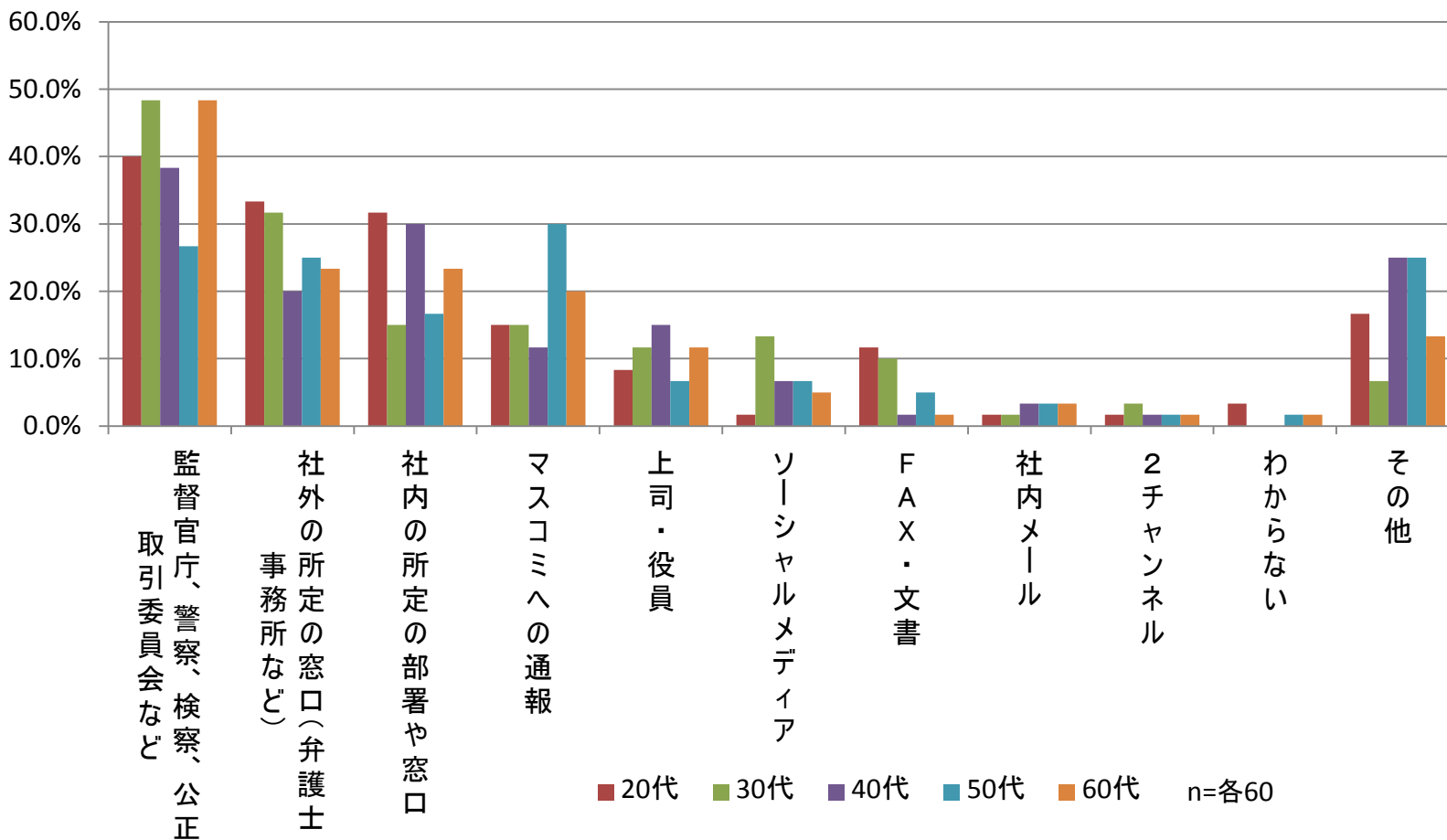
内部告発の通報先(2012年)

- 内部告発の対象、手段については、「監督官庁、警察、検察、公正取引委員会など(40.5%)」が最も多く、次いで「社外の所定の窓口(弁護士事務所など)(26.9%)」「社内の所定の部署や窓口(23.1%)」となり、告発意思がある層を中心に高くあげられている。



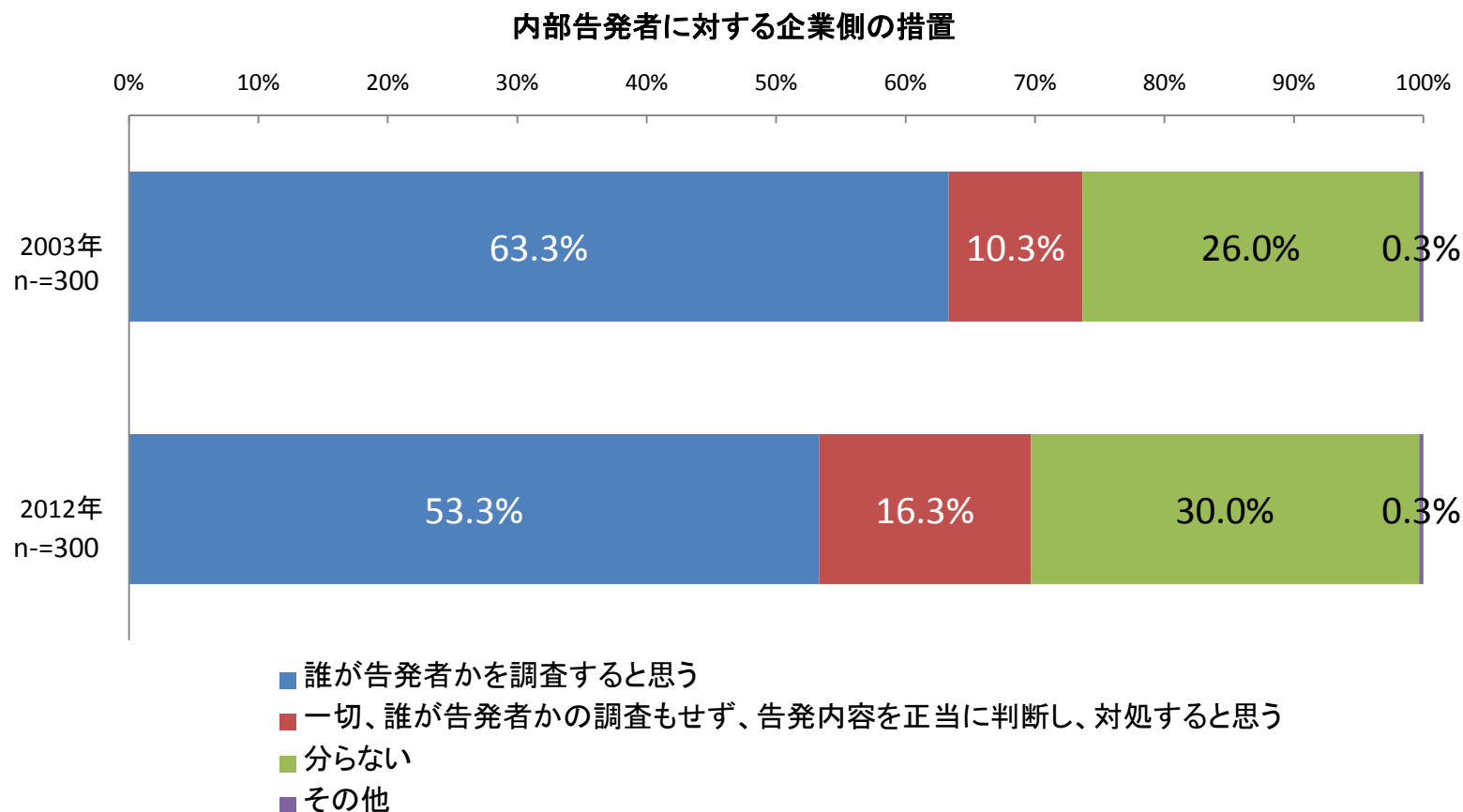
内部告発の通報先(2012年)

- 年代別にみると、50代は「監督官庁、警察、検察、公正取引委員会」への通報よりも、「マスコミへの通報」が高くなっている。



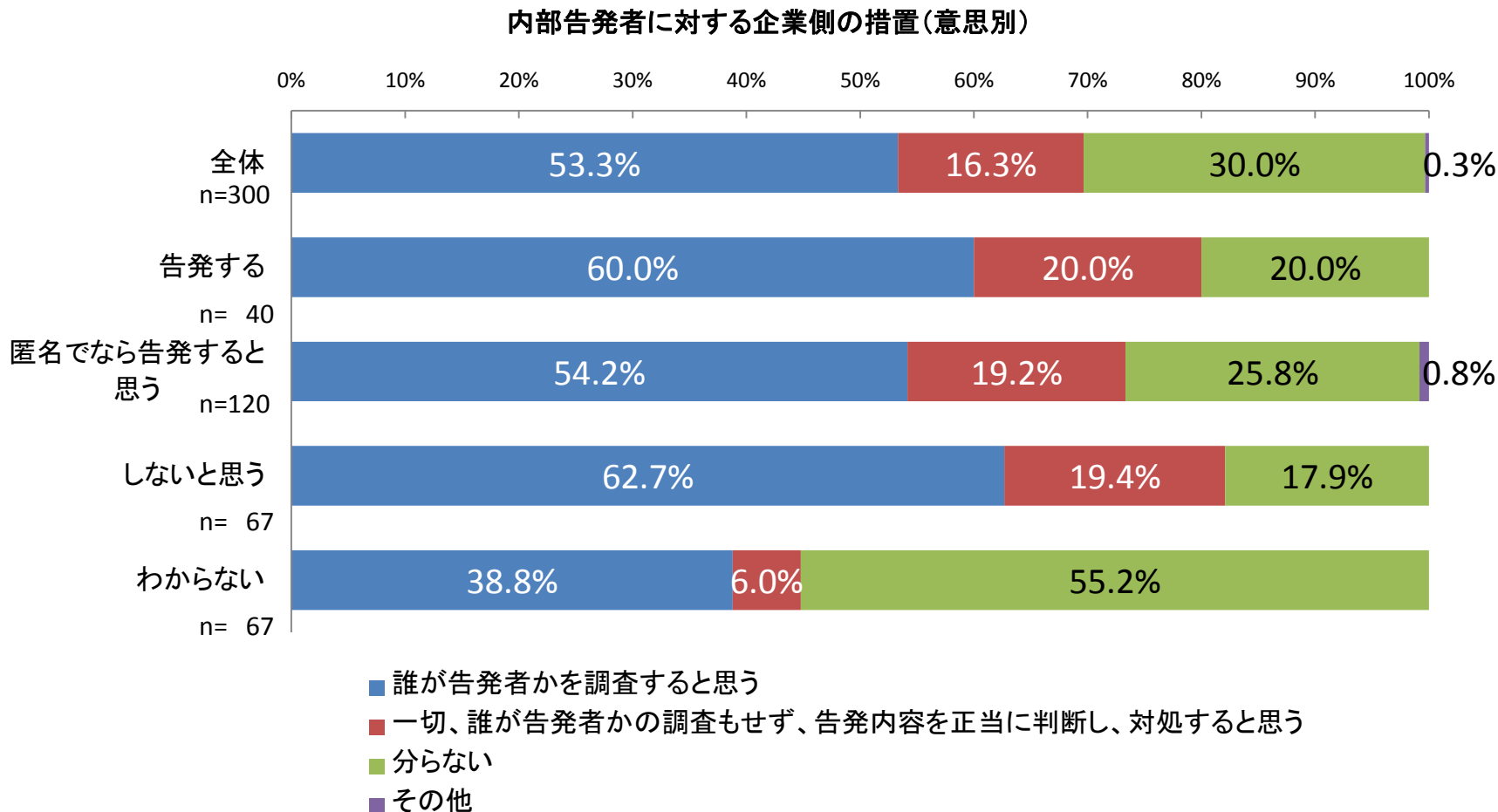
内部告発者に対する企業側の措置

- 内部告発者に対する企業側の措置について、2003年と比較すると、2012年は「誰が告発者かを調査すると思うが、53.3%と10ポイント下がったが、以前50%を超えている。
- 「一切、誰が告発者かの調査もせず、告発内容を正當に判断し、対処すると思う」は6ポイント増加している。



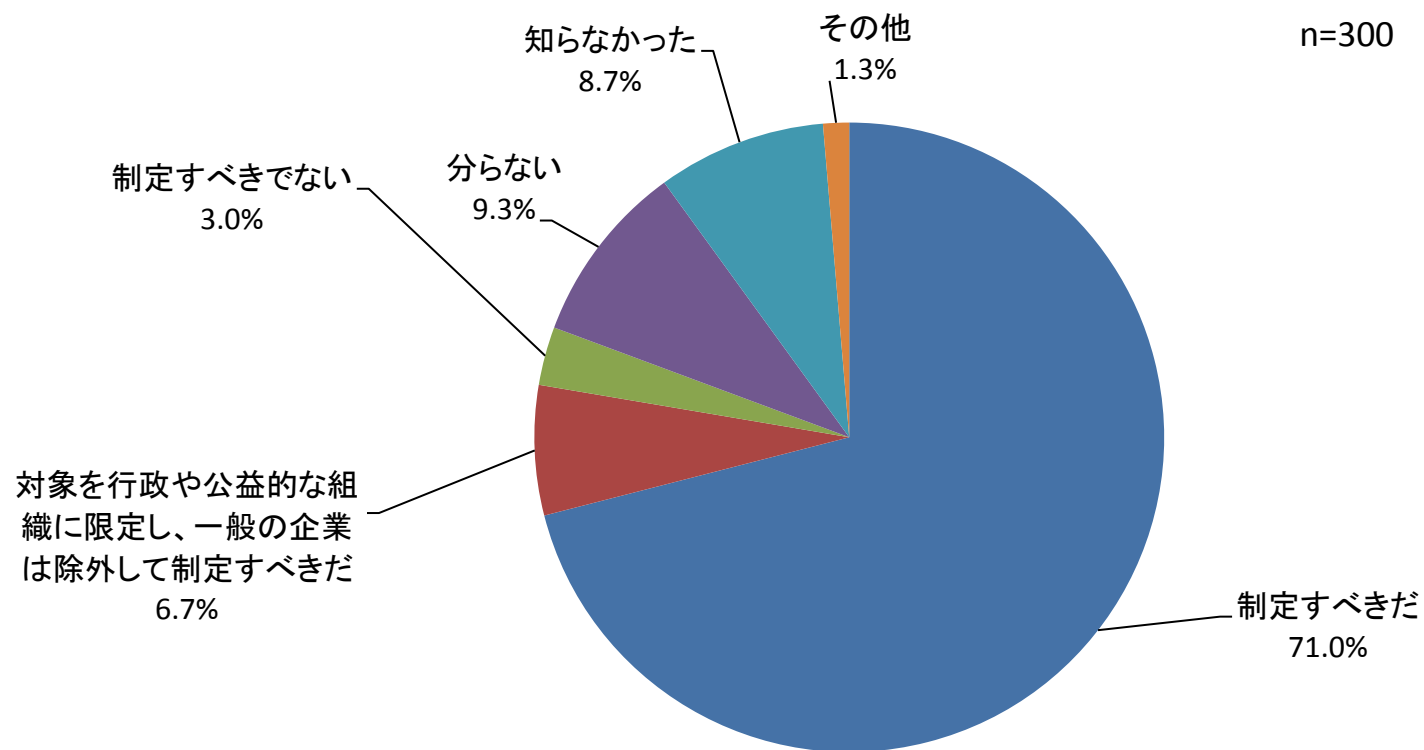
内部告発者に対する企業側の措置(2012年)

- 内部告発の意思別にみると、「告発する」「匿名でも告発すると思う」とした層でも、「誰が告発者かを調査すると思う」が50%を超えている。



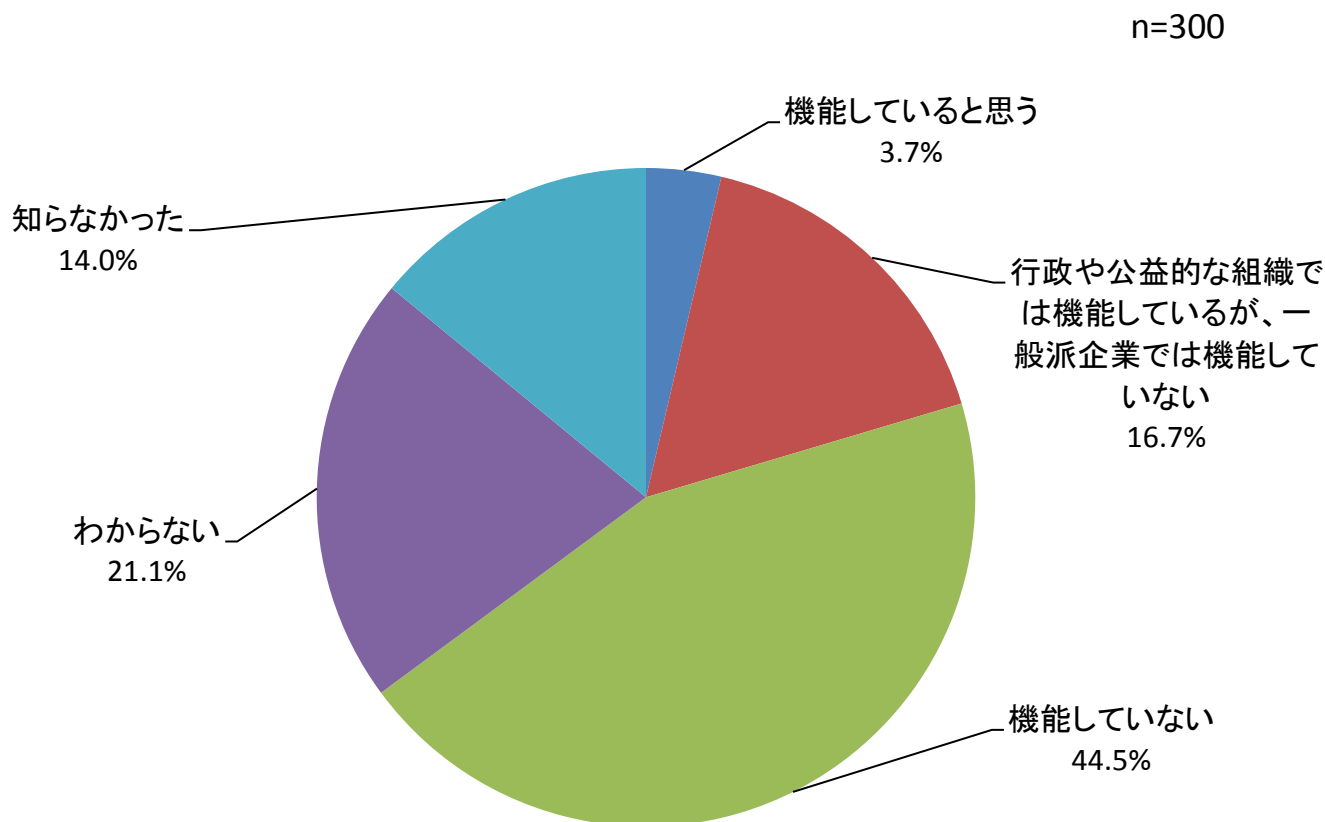
公益通報者保護法に対する期待(2003年)

- 公益通報者保護法について、法律制定前の2003年では「制定すべきだ」が71%と期待が高かった。



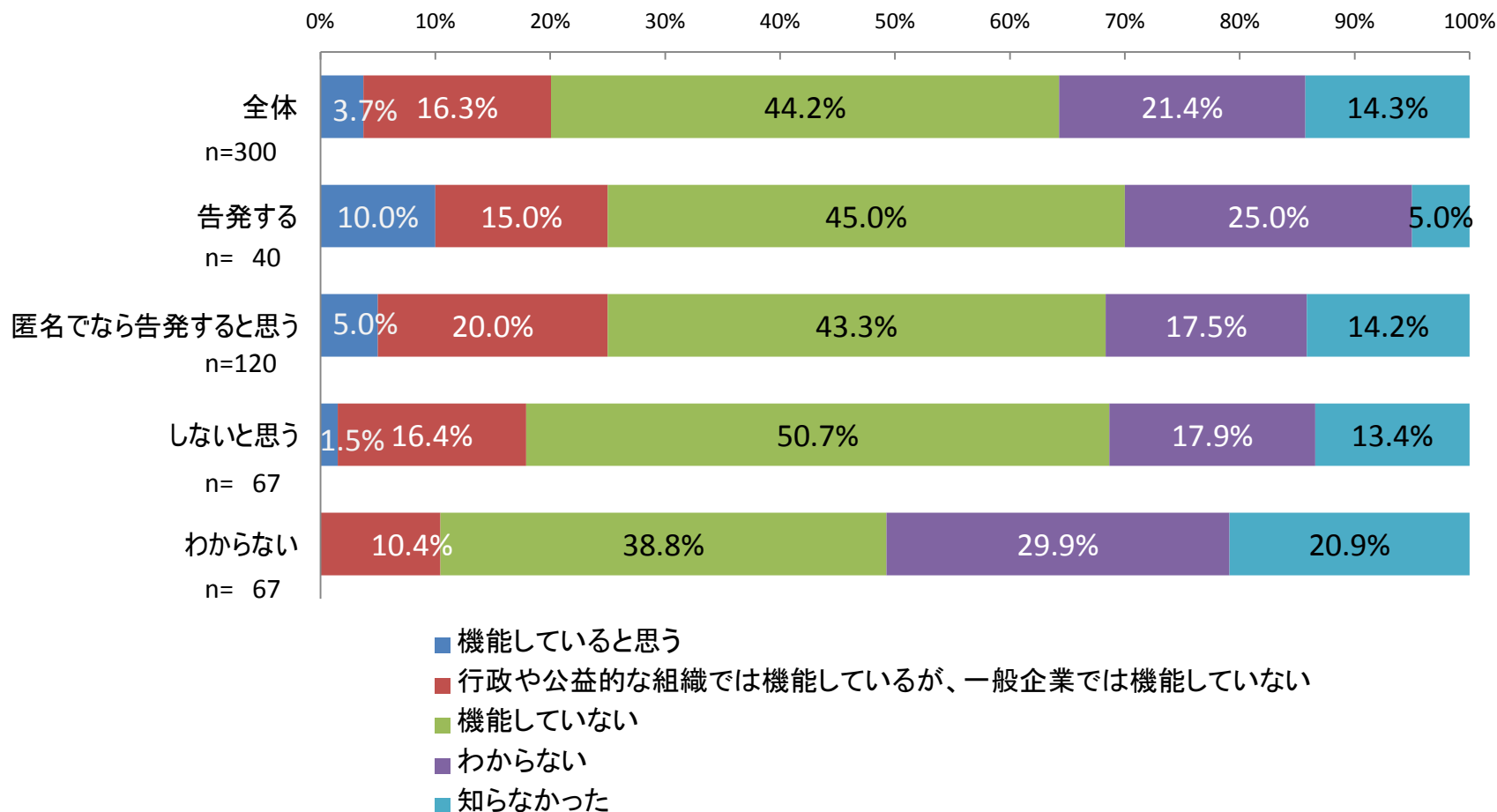
公益通報者保護法の評価(2012年)

- 制定後の2012年は、「機能していると思う」がわずか3.7%に対し、「機能していない」44.3%、さらに「知らなかった」とする層が14.0%となった。



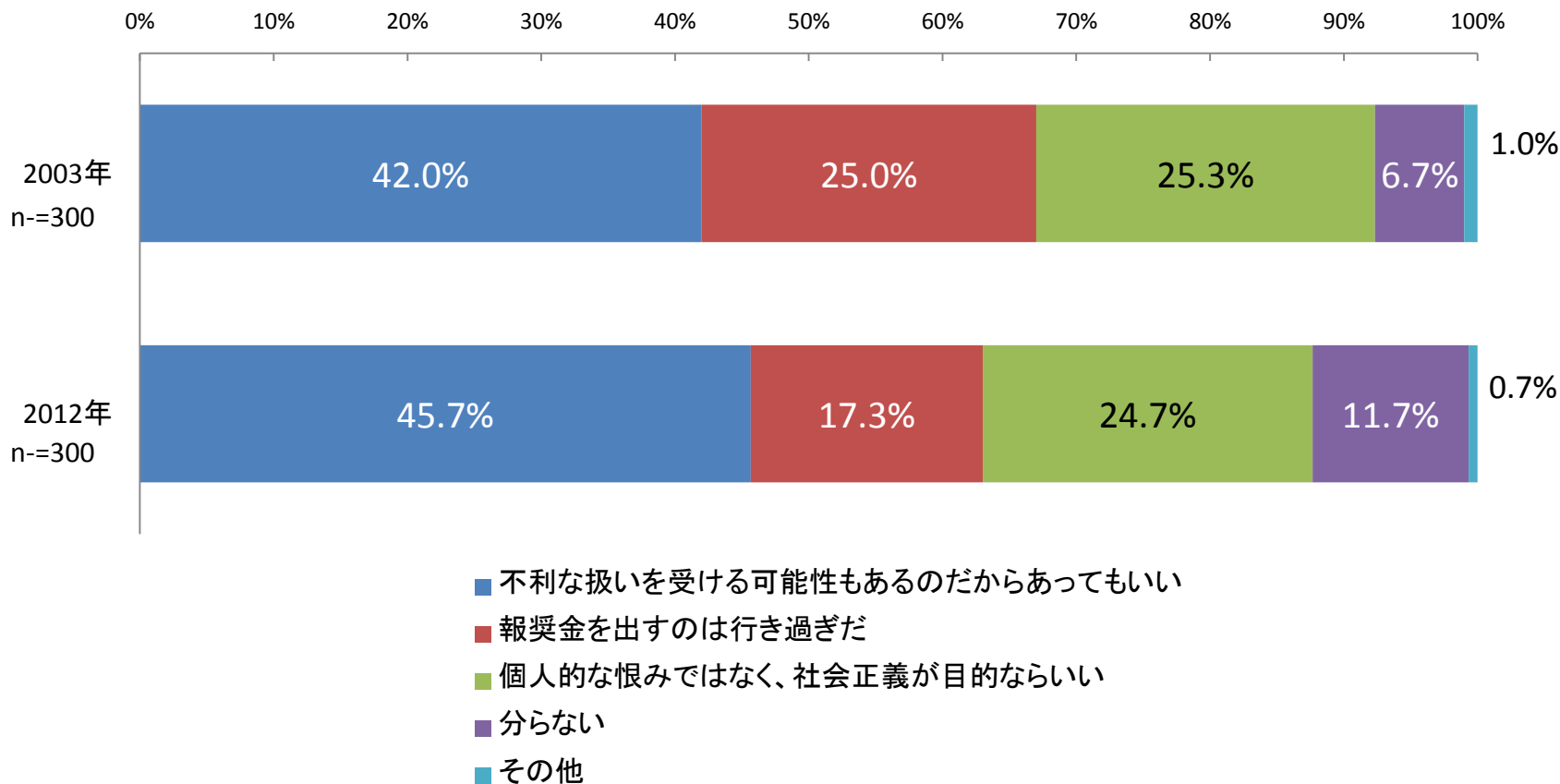
公益通報者保護法の評価(2012年)

- 内部告発者を保護する法律についての評価は、告発の意思別にみると、「告発する」とした層が「内部告発者を保護する法律が機能していると思う」10.0%と高く、「告発をしないと思う」とした層は「法律が機能していない」が50.7%と高くなる。



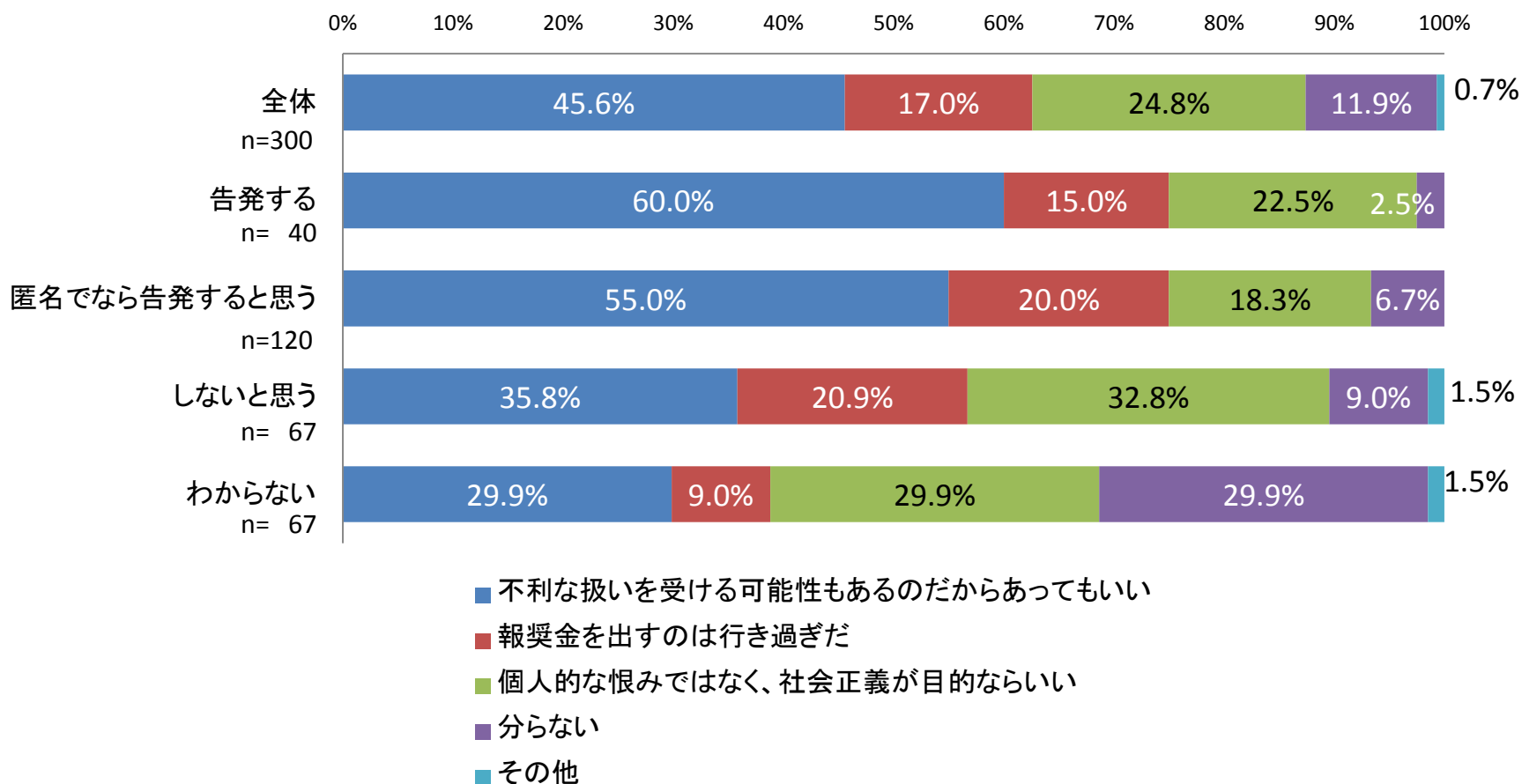
報奨金制度について

- 内部告発者に対する報奨金制度について給与所得者を時系列で比較すると、2003年に「報奨金を出すのは行き過ぎだ」が25%であったのに対し、2012年は、17.3%と減少し、「不利な扱いを受ける可能性もあるのだからあってもいい(45.7%)」の比率が高くなった。



報奨金制度について (2012年)

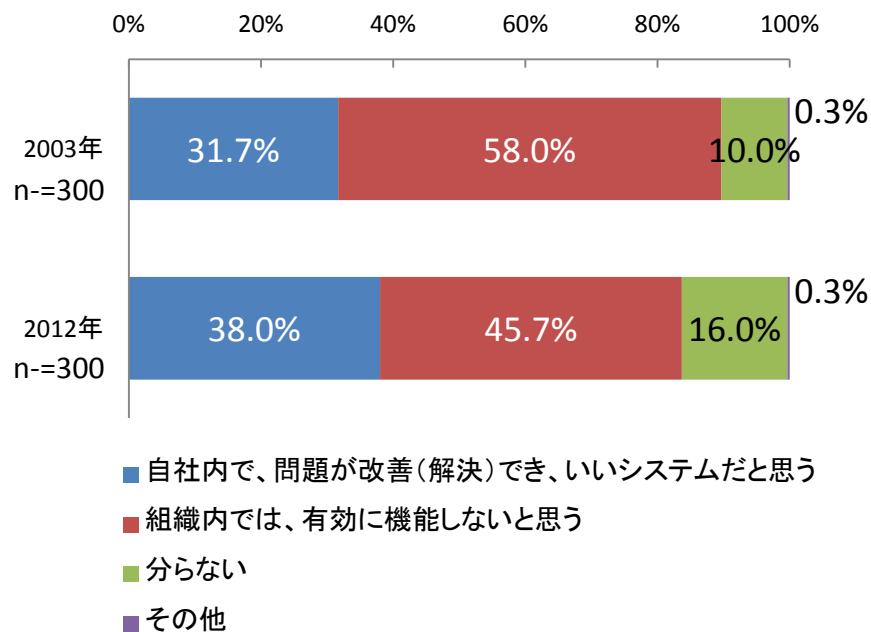
- 内部告発の意思別にみると、告発するとした層は、「不利な扱いを受ける可能性もあるのだからあってもいい(60%)」が多くなり、告発しない層は「個人的な恨みではなく、社会正義が目的ならいい(32.8%)」の比率が高い。



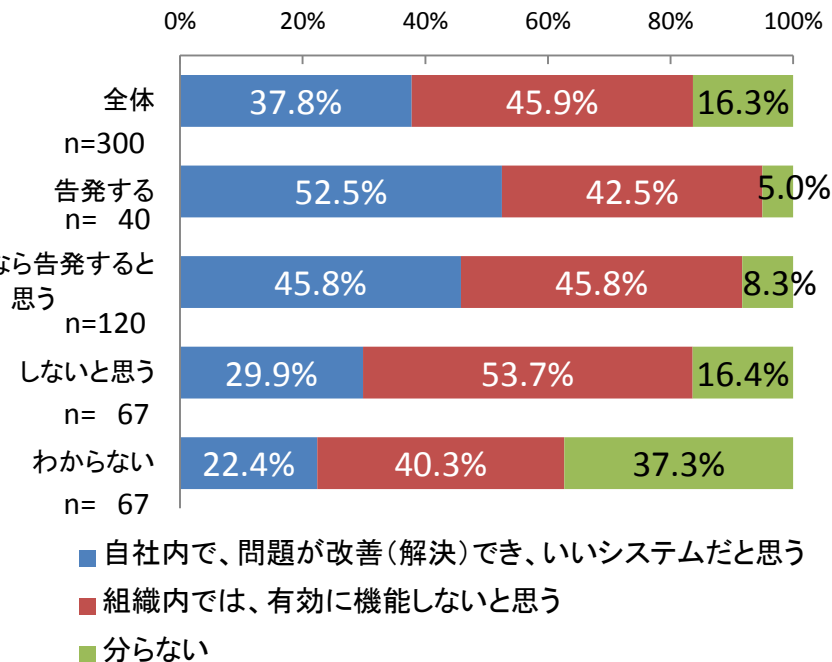
ヘルプラインについて

- 内部告発のヘルプラインについて給与所得者を時系列で比較すると、2012年は「自社内で、問題が改善(解決)でき、いいシステムだと思う」の比率が高くなった。
- 内部告発の意思別にみると、告発するとした層は、「自社内で、問題が改善(解決)でき、いいシステムだと思う」が多くなり、告発しない層は「組織内では、有効に機能しないと思う」の比率が高い。

ヘルプラインについて(時系列)



ヘルプラインについて(2012年)告発の意思別)



【本資料についてのお問い合わせ先】

PR総研(共同ピーアール株式会社内)

高木・土生(はぶ)

Tel:03-3571-5159 Fax:03-3571-5183

〒104-8158 東京都中央区銀座7-2-22 同和ビル

ホームページ:<http://www.kyodo-pr.co.jp/>